

## ■高等教育の教育費負担軽減について

### 授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

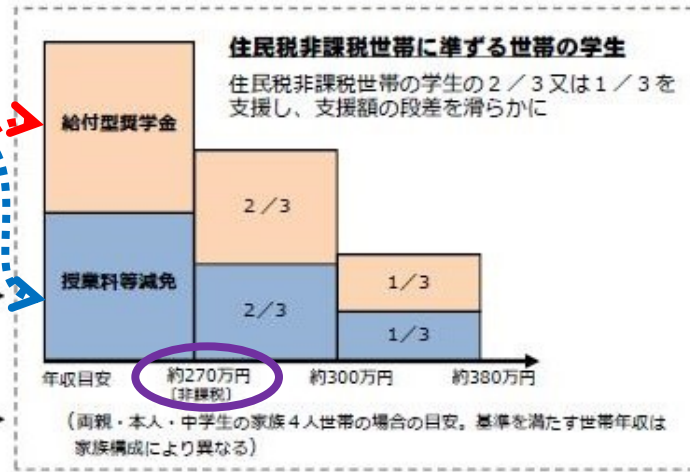
### 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	自宅生	約35万円
大学・短期大学・専門学校	自宅外生	約80万円
私立	自宅生	約46万円
大学・短期大学・専門学校	自宅外生	約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置



### 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

### 大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

「高等教育無償化について(幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針より)/文部科学省サイト」より抜粋